

# ASBJ、改正実務対応報告第31号 「リース手法を活用した先端設備等投資 支援スキームにおける借手の会計処理等に関する 実務上の取扱い」を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成27年3月11日、改正実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表した。

本改正実務対応報告では、実務対応報告第31号において、別途定めることとされていた契約変更時の借手の会計上の取扱いについて、明確化が図られている。

## 本改正実務対応報告の概要

### 本スキームにおけるリース契約の変更の取扱い

本スキームにおけるリース契約の変更時における借手の会計上の取扱いは以下となる。

#### ■ ファイナンス・リース取引かどうかの再判定

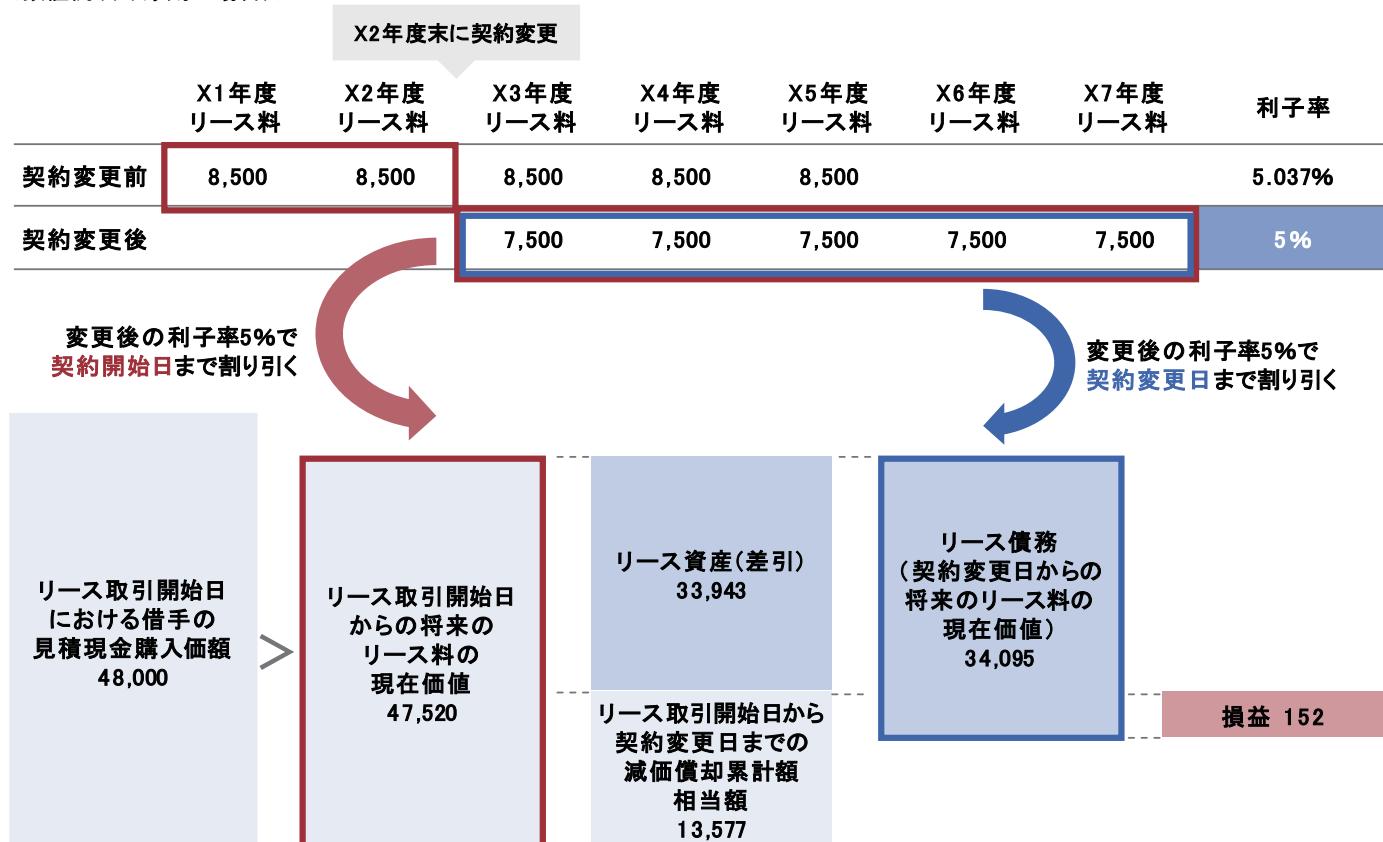
再判定にあたっては、契約変更日に、契約変更後の条件に基づいてリース取引開始日に遡って判定を行う。現在価値基準を適用する場合において現在価値の算定のために用いる割引率は、契約変更後の条件に基づいてリース取引開始日における貸手の計算利子率を知り得るときは当該利率とし、知り得ないときは、契約変更後の条件に基づいてリース取引開始日における借手の追加借入に適用されていたであろうと合理的に見積もられる利率とする。

#### ■ オペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引への変更

再判定の結果、オペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引となるリース取引については、契約変更日より通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。リース資産及びリース債務として計上する場合の価額は、次表のとおりである。

	① リース資産	② リース債務	差額(①-②)
(1)原則	(i)と(ii)のいずれか低い額から(iii)を控除した価額 (i) 契約変更後の条件に基づくリース取引開始日からの将来のリース料(残価保証額を含む)の現在価値 (割引率は再判定において借手が現在価値基準を適用する場合に用いた割引率を採用) (ii) リース取引開始日における借手の見積現金購入価額 (iii) リース取引開始日から契約変更日までの減価償却累計額相当額	契約変更後の条件に基づく契約変更日からの将来のリース料(残価保証額を含む)の現在価値 (割引率は再判定において借手が現在価値基準を適用する場合に用いた割引率を採用)	損益として処理
(2)容認	(1)②の価額	(1)②の価額	—

&lt;数値例((1)原則の場合)&gt;



#### その他のリース取引に係る現行の取扱いへの影響

本改正実務対応報告に定めるリース契約の変更の取扱いは、本スキームに基づくリース取引にのみ適用されるものであり、その他のリース取引に係る現行の取扱いに影響を与えるものではないことを示している。

#### 適用時期等

本改正実務対応報告公表日以後適用する。

---

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.